

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【公開番号】特開2018-75(P2018-75A)

【公開日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2016-130126(P2016-130126)

【国際特許分類】

A 2 3 F 3/16 (2006.01)

A 2 3 L 2/00 (2006.01)

A 2 3 L 2/52 (2006.01)

A 2 3 L 33/21 (2016.01)

【F I】

A 2 3 F 3/16

A 2 3 L 2/00 B

A 2 3 L 2/00 F

A 2 3 L 33/21

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月19日(2018.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器詰茶飲料であって、

イヌリンの含有量が1～7g/100mlであり、

非重合カテキンの含有量が1～800ppmであり、

アスコルビン酸の含有量が100～800ppmである、

前記飲料。

【請求項2】

イヌリンの含有量が1～5.5g/100mlである、請求項1に記載の飲料。

【請求項3】

非重合カテキンの含有量が10～750ppmである、請求項1又は2に記載の飲料。

【請求項4】

アスコルビン酸の含有量が100～700ppmである、請求項1～3のいずれか一項記載の飲料。

【請求項5】

500ml以上の容器詰茶飲料である、請求項1～4のいずれか一項に記載の飲料。

【請求項6】

香料、調味料、甘味料、酸味料を添加していない飲料である、請求項1～5のいずれか一項に記載の飲料。